独立行政法人国立病院機構仙台医療センター附属仙台看護助産学校学則

第　１　章　　総　　則

（名　　称）
第　１　条　本学校は、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター附属仙台看護助産学校と称する。

（目　　的）
第　２　条　本学校は、看護師若しくは助産師として必要な知識及び技術を教授し、独立行政法人国立病院機構及び社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（位　　置）
第　３　条　本学校は、宮城県仙台市宮城野区宮城野二丁目８番８号に位置する。

（課程、学科及び学生定員）
第　４　条　本学校の課程、学科及び学生定員は、次のとおりとする。

課　　程	学　　科	（１クラス定員） 入学定員	総定員
医療専門課程 （特定専門課程）	看護学科 （３年課程）	（　４０人　） ８０人	２４０人
医療専門課程 （適格専攻科）	助産学科	（　２５人　） ２５人	２５人
計		（　６５人　） １０５人	２６５人

（修業年限）
第　５　条　本学校看護学科の修業年限は３年とし、助産学科の修業年限は１年とする。

（在学年限）
第　６　条　看護学科の学生は、令和１１年３月で閉校となることから、令和１１年３月３１日を超えて在学することができない。
２　助産学科の学生は、令和１１年３月で閉校となることから、令和９年度までの入学生は、２年を超えて在学することができない。令和１０年度入学生は、令和１１年３月３１日を超えて在学することができない。
３　第１２条第１項の規定により転入学又は編入学した者は、同条第２項に定められた在学すべき年数を超えて在学することができない。

第　２　章　　学年、学期及び休業日

（学　　年）
第　７　条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学　　期）
第　８　条　学年を次の２学期に分ける。

第１学期　４月１日から９月３０日まで
第２学期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）
第　９　条　休業日は、次のとおりとする。
一　日曜日及び土曜日
二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
三　春季休業　２．５週間（ ３月２１日～ ４月 ６日）
四　夏季休業　５．０週間（ ８月 １日～ ９月 ４日）
五　冬季休業　２．５週間（ １２月２４日～ １月１０日）
２　学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
３　第１項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。
４　学校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第１項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

第　３　章　　入学及び転入学等

（入学の時期）
第　10　条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第　11　条　看護学科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
一　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
三　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有し、文部科学大臣の指定した者
四　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
五　文部科学大臣が指定した者
六　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
七　本学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者で、１８歳に達した者
２　助産学科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　文部科学大臣の指定した学校において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
二　厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
三　准看護師の免許を得た後３年以上その業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前２号に規定する学校若しくは養成所において２年以上修業した者
四　外国の看護学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が第１号又は第２号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

（転入学等）
第　12　条　次の各号の一に該当する者で、本学校に転入学又は編入学（以下「転入学等」という。）を志願する者があるときは、学校長は欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転入学等を許可することができる。

一　看護学科については、他の看護師学校養成所（三年課程）で１年以上履修した者
二　助産学科については、他の助産師学校養成所で半年以上履修した者

２　前項の規定により転入学等を許可しようとする者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター附属仙台看護助産学校業務基準（以下「業務基準」という。）第12条に定める学校運営会議（以下「学校運営会議」という。）の議を経て、学校長が決定する。

（入学の出願）

第　13　条　本学校に入学又は転入学等を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

２　前項に定める入学を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号に掲げる書類とする。
一　入学願書
二　看護学科　出身高等学校長の証明する調査書(高等学校卒業(見込み)者以外の者については、教育施設長が証明する調査書)
助産学科　看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

３　第１項に定める転入学等を志願する者が提出しなければならない書類は次の各号に掲げる書類とする。
一　転学許可書（現に他の看護師学校養成所（三年課程）に在学している者に限る）
二　転入学等願書
三　履修証明書

（入学者の選考）

第　14　条　入学を志願する者に対しては、学力検査及び面接により選考を行う。

（入学等の手続及び許可）

第　15　条　第１２条第１項又は前条の選考により合格した者であって入学又は転入学等の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、保証人の誓約書その他所定の書類に入学料を添えて提出しなければならない。ただし、第３４条による特例の適用を受けようとする者については、入学料を添えることを要しない。

２　学校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学又は転入学等を許可する。

（保 証 人）

第　16　条　保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任を負うものとする。これについて、保証人は書面により誓約しなければならない。

２　保証人は、身分又は住所に変更があった場合には、直ちにその旨を学校長に届け出なければならない。

３　保証人を変更した場合には、新たに第１項の誓約書を提出しなければならない。

第　4　章　　教 育 課 程

（授業科目、単位数及び時間数）

第　17　条　本学校における授業科目、単位数及び時間数は、看護学科については別表第１、助産学科については別表第２のとおりとする。

２　別表第１及び別表第２中、一単位の授業時間数は、講義及び演習については１５時間から３０時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については３０時間から４５時間の範囲で定める。

（授業科目の評価及び単位修得の認定）

第　18　条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

２　出席時数が授業時数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

３　授業科目の評価は優（８０点以上）、良（７０点から７９点）、可（６０点から６９点）及び不可（６０点未満）とし、可以上を合格とする。

４　病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

（入学前の授業科目の履修等）

第　19　条　本学校の入学前に放送大学やその他大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和２６年文部省・厚生省令第１号）別表第３に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者からその単位の認定について、申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は総取得単位数の２分の１を超えない範囲で本学校において履修したものと認定することができる。

２　本学校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第１号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定について申請のあった場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成２０年厚生労働省令第４２号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和６２年厚生省令第５０号）別表第４に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第４若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成２０年文部科学省・厚生労働省令第２号）別表第４に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本学校における基礎分野の教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本学校において保健師助産師看護師養成所指定規則別表３に定める基礎分野を履修したものと認定することができる。

第　５　章　　休学、復学、退学及び転学

（休　　学）

第　20　条　学生は、病気のため引き続き３箇月以上就学することができないとき、又はその他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願いを学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

２　学校長は、病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して学校運営会議の議を経て休学を命ずることができる。

３　休学期間は、引き続き１年を超えることができない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りでない。

４　休学は、看護学科については通算して３年、助産学科については通算して１年を超えることができない。ただし、学校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りでない。

５　休学期間は、在学期間に算入しない。

（復　　学）

第　21　条　休学期間が満了となった学生は、学校長の許可を得て復学するものとする。

２　休学となった学生が休学期間中に休学理由が消滅した場合には、直ちに学校長に申し出なければならない。

（退　　学）

第　22　条　学生が退学しようとするときは、保証人連署の上理由を記して学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

（転　　学）
第　23　条　学生が他の看護師学校養成所（三年課程）又は助産師学校養成所に転学を志願しようとするときは、保証人連署の上理由を記して学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

第　６　章　　卒　業　等

（卒　　業）
第　24　条　学校長は、第１７条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。
２　欠席日数が出席すべき日数の３分の１を超えた者については、原則として卒業を認定しない。
３　学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

（称号の授与）
第　25　条　学校長は、前条により学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、本学校医療専門課程看護学科を修了した者に対して、専門士（医療専門課程）、医療専門課程助産学科を修了した者に対して、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

（資格の取得）
第　26　条　本学校看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられ、助産学科を卒業した者には、助産師国家試験の受験資格および受胎調節実地指導員指定申請の資格が与えられる。

第　７　章　　賞　　罰

（表　　彰）
第　27　条　学校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

（懲　　戒）
第　28　条　本学校の規則若しくは学校長の命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、所定の手続きによって懲戒する。
２　懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
３　停学が引き続き３箇月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

（本学校の命ずる退学）
第　29　条　学校長は、次の各号の一に該当する者に対して学校運営会議の議を経て、退学を命ずることができる。
一　正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
二　第６条第１項又は第２項に規定する期間を超えた者
三　性行不良で改善の見込がないと認められた者
四　授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者

第　８　章　　健 康 管 理

（健康管理）
第　30　条　学校長は、学生に対して１年に２回以上の健康診断を実施する。

第　９　章　入学検定料、入学料及び授業料

（納付義務）

第　31　条　入学を志願する者は入学検定料を、入学の許可を受けようとする者は入学料を、入学を許可された者は授業料を納めなければならない。

（入学検定料、入学料及び授業料の額）

第　32　条　入学検定料、入学料及び授業料の額は、学校長が別に定めるところによる。

（授業料の徴収）

第　33　条　授業料は、次の２期に分けて、年額の２分の１に相当する額を徴収する。

第１期（４月から９月までの分）納期４月１日から４月３０日まで

第２期（10 月から翌年３月までの分）納期１０月１日から１０月３１日まで

（入学料及び授業料の特例）

第　34　条　学校長は、経済的理由により入学料及び授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に係る入学料及び授業料の特例を定めることができる。

（休学の場合の授業料）

第　35　条　休学を許可され又は休学を命ぜられた者は、休学期間の授業料は徴収しない。ただし、第１学期又は第２学期の中途で休学若しくは復学した場合について、休学当期若しくは復学当期の授業料は徴収する。

（退学、停学の場合の授業料）

第　36　条　第１学期又は第２学期の中途で退学を許可され又は退学を命ぜられた場合における当該学期の授業料は徴収する。

２　停学期間中の授業料は徴収する。

（入学検定料、入学料及び授業料の還付）

第　37　条　既納の入学検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、大学等における修学支援に関する法律（令和元年法律第８号）に基づく、大学等における修学の支援（学資支援金（給付型奨学金）の支給及び授業料等減免）において対象となる者はこの限りではない。

第　10　章　　職員組織及び運営

（職　　員）

第　38　条　本学校に次の職員を置く。

学 校 長	１名	
副学校長	１名	
事 務 長	１名	
教育主事	３名	（うち助産学科１名）
実習調整者	１名以上	
教　　員	１３名以上	（うち助産学科３名以上）
教務助手	１名以上	
講　　師	２０名以上	
健康管理医	１名	

事務主任　　１名以上
事 務 員　　１名以上

２　職員の職務及び運営については、独立行政法人国立病院機構組織規程及び業務基準の定めるところによる。

（学校長）

第　39　条　学校長は、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター院長をもって充てる。

（事務長）

第　40　条　事務長は、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター管理課長をもって充てる。

（学校の会議）

第　41　条　学校の円滑化及び適正化を図るため、学校に次の会議を置く。

一　学校運営会議
二　学校管理者会議
三　教員会議
四　講師会議
五　実習指導者会議

２　会議の運営については別に定める。

第　11　章　　学　校 評 価

（学校評価）

第　42　条　本学校は、その教育の一層の充実を図り、本学校の目的及び社会的使命を達成するため、本学校における教育活動等について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者による評価を行い、それを公表する。

２　前項の評価の実施に関し、必要な事項は「専修学校における学校評価ガイドライン」に準じて別に定める。

第　12　章　　宿　　舎

（宿　　舎）

第　43　条　本学校に宿舎を置く。

２　宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

３　入居を許可された者は、別に定めるところにより、 宿舎料を納入しなければならない。

第　13　章　　弁　　償

（弁　　償）

第　44　条　学校長は、第３４条の規定に該当する者で、第２２条、第２３条又は第２９条の規程により、退学若しくは転学する者には、第３４条に定める特例により徴収しないこととされた入学料及び授業料を弁償させることができる。

第　14　章　　雑　　則

第　45　条　本学則の他、学校の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この学則は平成１６年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成１７年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成１９年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成２０年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成２１年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成２２年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成２４年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成２５年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成２７年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は平成３０年１０月１日から施行する。
1　この学則の改正は令和２年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は令和４年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は令和７年４月１日から施行する。
1　この学則の改正は令和８年４月１日から施行する。

施行日前に入学した者については、改正前の学則を適用する。

別表第１　教育課程（看護学科３年課程）

区分	授業科目		単位	時間数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 6	倫理学	1	30	
		哲学	1	30	
		論理学	1	30	
		情報科学	2	45	
		物理学	1	30	
	人間と生活社会の理解 8	心理学	1	30	
		人間関係論	1	30	
		社会学	1	30	
		教育学	1	30	
		英語	1	30	
		英会話	1	30	
		文化人類学	1	15	
		保健体育	1	30	
	小計		**14**	**390**	
専門基礎分野	人体の構造と機能 6	解剖生理学Ⅰ	1	30	細胞・組織の構造・機能、骨格・骨格筋、消化吸収・代謝系
		解剖生理学Ⅱ	1	30	内部環境調整、呼吸・生殖系
		解剖生理学Ⅲ	1	30	循環系・排泄系
		解剖生理学Ⅳ	1	30	脳神経・感覚器系
		形態機能学	1	15	
		生化学	1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進 10	病理学	1	15	
		微生物学	1	30	
		薬理学Ⅰ	1	15	薬理総論
		薬理学Ⅱ	1	30	薬理各論
		栄養学	1	30	
		病態と治療総論	1	15	主な症状の病態、臨床検査、放射線、手術療法、リハビリテーション
		病態と治療Ⅰ	1	30	運動器・消化器・内分泌代謝系の障害
		病態と治療Ⅱ	1	30	呼吸器・血液造血器・女性生殖器系の障害
		病態と治療Ⅲ	1	30	循環器・腎・泌尿器系の障害、精神障害
		病態と治療Ⅳ	1	30	脳神経・感覚器系の障害、先天性疾患及び小児特有の疾患
	健康支援と社会保障制度 6	保健医療論	1	15	
		公衆衛生	1	30	
		社会福祉	1	30	
		社会保障論	1	15	
		関係法規	2	30	
	小計		**22**	**540**	

別表第１－２）　教育課程（看護学科３年課程）

区分	授業科目		単位	時間数	備考
専門分野	基礎看護学 11	看護学概論	1	30	
		共通基本技術Ⅰ	1	30	技術とは、ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ、感染予防技術、安全管理の技術、記録･報告
		共通基本技術Ⅱ	1	30	ヘルスアセスメント
		共通基本技術Ⅲ	1	30	科学的思考と看護過程、学習支援
		日常生活援助技術Ⅰ	1	30	環境調整技術、活動・休息援助技術
		日常生活援助技術Ⅱ	1	30	清潔・衣生活援助技術
		日常生活援助技術Ⅲ	1	30	食事の援助技術、排泄援助技術
		診療に伴う援助技術Ⅰ	1	30	与薬、輸血
		診療に伴う援助技術Ⅱ	1	30	呼吸循環体温を整える技術（罨法･吸入･吸引･体位ドレナージ）
		診療に伴う援助技術Ⅲ	1	30	創傷管理技術、救命救急処置、ME機器、生体機能モニタリング
		看護研究	1	15	
	地域・在宅看護論 6	地域･在宅看護概論Ⅰ	1	15	地域で暮らす人の理解
		地域･在宅看護概論Ⅱ	1	15	地域・在宅看護の対象と目的
		地域･在宅看護援助論Ⅰ	1	30	
		地域･在宅看護援助論Ⅱ	1	30	
		地域･在宅看護援助論Ⅲ	1	30	
		地域･在宅看護援助論Ⅳ	1	15	
	成人看護学 6	成人看護学概論	1	15	
		成人看護学援助論Ⅰ	1	30	健康の保持増進・疾病予防
		成人看護学援助論Ⅱ	1	30	急速に健康状態が変化する対象の看護
		成人看護学援助論Ⅲ	1	30	慢性的な変化にある対象の看護
		成人看護学援助論Ⅳ	1	30	終末期にある対象への看護
		成人看護学援助論Ⅴ	1	30	看護過程
	老年看護学 4	老年看護学概論	1	15	
		老年看護学援助論Ⅰ	1	30	日常生活を支える基本的活動、高齢者が生活する多様な場での看護
		老年看護学援助論Ⅱ	1	30	高齢者の健康障害の特徴、高齢者に特有な健康障害に応じた看護
		老年看護学援助論Ⅲ	1	30	治療を必要とする高齢者の看護、エンドオブライフケア、看護過程の展開
	小児看護学 4	小児看護学概論	1	15	
		小児看護学援助論Ⅰ	1	30	
		小児看護学援助論Ⅱ	1	30	
		小児看護学援助論Ⅲ	1	30	
	母性看護学 4	母性看護学概論	1	15	
		母性看護学援助論Ⅰ	1	30	妊娠期・分娩期の看護
		母性看護学援助論Ⅱ	1	30	産褥期・新生児期の看護、看護過程の展開
		母性看護学援助論Ⅲ	1	30	妊娠・分娩・産褥期および新生児期の主な異常と看護
	精神看護学 4	精神看護学概論	1	15	
		精神看護学援助論Ⅰ	1	30	
		精神看護学援助論Ⅱ	1	30	
		精神看護学援助論Ⅲ	1	30	
	看護の統合と実践 4	看護管理	1	15	
		災害看護・国際看護	1	15	
		医療安全	1	30	
		臨床看護実践	1	30	
	小計		43	1125	

別表第１－３）　教育課程（看護学科３年課程）

区分	授業科目		単位	時間数	備考
専門分野	臨地実習 23	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	対象との信頼関係構築と日常生活援助
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90	看護過程の展開
		地域･在宅看護論実習	2	90	
		成人･老年看護学実習Ⅰ	2	90	急速に健康状態が変化する対象への看護
		成人･老年看護学実習Ⅱ	2	90	健康危機状態からの回復を目指す対象への看護
		成人･老年看護学実習Ⅲ	2	90	生活習慣病や慢性疾患を持ちながら生活する対象へ看護
		成人･老年看護学実習Ⅳ	2	90	人生の終焉をむかえる対象の苦痛の緩和やその人らしく生活する対象を支える看護
		成人･老年看護学実習Ⅴ	2	90	長期療養を行う対象の生活の質を維持・向上することを支える看護
		小児看護学実習	2	90	
		母性看護学実習	2	90	
		精神看護学実習	2	90	
		統合実習	2	90	
	小計		23	1035	
総計			102	3090	

別表第2　教育課程（助産学科）

教育課程 ＼ 指定規則の教育内容		基礎助産学	助産診断・技術学	地域母子保健	助産管理	助産学実習・臨地実習	合計 単位 (時間数)
授業科目	単位数	7	11	2	2	11	33 (945)
助産学概論	1	1					1 (30)
生殖医療と生命倫理	1	1					1 (15)
生殖器の機能と形態	1	1					1 (15)
乳幼児の成長発達	1	1					1 (15)
母子の栄養	1	1					1 (15)
母子の心理・社会学	1	1					1 (15)
助産学研究	1	1					1 (15)
小　　計	7	7					7 (120)
助産診断・技術学Ⅰ（助産過程）	1		1				1 (15)
助産診断・技術学Ⅱ（ライフサイクル各期の女性の援助）	1		1				1 (30)
助産診断・技術学Ⅲ（妊娠期の援助）	1		1				1 (30)
助産診断・技術学Ⅳ（妊娠期の異常と援助）	1		1				1 (15)
助産診断・技術学Ⅴ（分娩期の援助）	1		1				1 (30)
助産診断・技術学Ⅵ（分娩介助）	1		1				1 (30)
助産診断・技術学Ⅶ（分娩期の異常と援助）	1		1				1 (15)
助産診断・技術学Ⅷ（産褥期の援助）	1		1				1 (30)
助産診断・技術学Ⅸ（新生児期の援助）	1		1				1 (30)
助産診断・技術学Ⅹ（教育・指導・相談技術）	1		1				1 (30)
助産診断・技術学Ⅺ（検査と治療）	1		1				1 (15)
小　　計	11		11				11 (270)
地域母子保健Ⅰ（概論）	1			1			1 (15)
地域母子保健Ⅱ（地域母子保健活動の実際）	1			1			1 (15)
小　　計	2			2			2 (30)
助産管理Ⅰ（概論）	1				1		1 (15)
助産管理Ⅱ（助産業務管理）	1				1		1 (15)
小　　計	2				2		2 (30)
助産診断・技術学実習Ⅰ（妊娠期の援助）	1					1	1 (45)
助産診断・技術学実習Ⅱ（分娩期の援助）	4					4	4 (180)
助産診断・技術学実習Ⅲ（産褥・新生児期の援助）	2					2	4 (90)
助産診断・技術学実習Ⅳ（妊産褥婦の継続した援助）	1					1	1 (45)
助産診断・技術学実習Ⅴ（ﾊｲﾘｽｸ妊産褥婦・新生児の援助）	1					1	1 (45)
助産診断・技術学実習Ⅵ（健康教育）	1					1	1 (45)
地域母子保健・助産管理実習	1					1	1 (45)
小　　計	11					11	11 (495)
総　　計	33	7	11	2	2	11	33 (945)